資料３－３

傷病・出産手当見直しに関する具体案

	支給額の上下限設定	必要加入期間の設定
傷病手当	案１　上限は上位四分位※、下限は雇用保険並び※とすることが考えられる ※被保険者の標準報酬月額分布における上位四分位の支給額で、月約 21 万円 ※雇用保険の下限： ・ 全年齢　：月約 5 万円 案２　上下限を雇用保険並び※とすることが考えられる ※雇用保険の上限：賃金、再就職の実情等を踏まえ、 ・ 30 歳未満　：月約 19 万円 ・ 30 歳以上 45 歳未満：　〃 21 万円 ・ 45 歳以上 60 歳未満：　〃 23 万円 ・ 60 歳以上 65 歳未満：　〃 20 万円	受給に必要な加入期間※を定め、満たさない場合に次の通りとすることが考えられる ※雇用保険の加入期間： 直近１年内に計６ヵ月以上〔倒産等の場合〕 案１　雇用保険並びで不支給 案２　支給割合を半減　2/3→1/3 案３　支給期間上限を半減 1.5 年→9 ヶ月
出産手当	案１　上限は上位四分位※、下限は雇用保険並びとすることが考えられる ※女性被保険者の標準報酬月額分布における上位四分位の支給額で、月約 16 万円 案２　上下限を雇用保険並びとすることが考えられる	受給に必要な加入期間※を定め、満たさない場合に次の通りとすることが考えられる ※雇用保険の加入期間： 直近１年内に計６カ月以上〔倒産等の場合〕 案１　雇用保険並びで不支給 案２　支給割合を半減　2/3→1/3